

## 新潟市秋葉区農業委員会 8 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 8 月 31 日（月）午後 3 時 30 分から午後 4 時 1 分

2 開催場所 秋葉区役所 601 会議室

3 出席委員 (15 人)

委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 1 番 鈴木 儀一

5 議事日程

### 第 1 議事録署名委員の指名

9 番	早川 秀則
10 番	窪田 陽一

### 第 2 議事

議案第 14 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 15 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について  
報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	真柄 和朗
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和2年8月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は1番鈴木委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので9番・早川委員、10番・窪田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第14号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 14 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

利用権設定の新規、新津地区 4 件、筆数 6 筆、面積 7,878 m<sup>2</sup>であります。

2 ページは、新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、令和 2 年 9 月 14 日となります。

3 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 14 号は原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 15 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(真柄主査)

議案第 15 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明します。

議案書 4 ページ番号 1 をご覧ください。

借受人 A 氏、貸付人 B 氏、

小屋場地区の案件で、小林推進委員の担当地区です。

本件は借受人 A 氏の父である B 氏の所有地に対し使用貸借権を設定し、個人住宅を建築するものです。

申請地の選定理由としては、両親の高齢化に伴う介護を想定し、実家の

宅地に隣接した土地を求めたものです。

申請地は農振農用地区域外農地、休耕畑1筆、191㎡で、10haを超える農地に接続する農地であることから第1種農地と判定しました。

当該農地は実家の建っている宅地、面積981.03㎡の一部と一体利用を計画しており、住宅で集落に接続して設置されるものに関する項目を適用し、土地の代替性検討を行ったうえで許可されるものです。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。本件は農地部会に付されました。

次に、番号2の案件をご説明します。

借受人C氏、貸付人D氏、

満願寺地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

本件は、親子間による使用貸借権を設定し、個人住宅建築を目的とした転用許可申請です。

申請地の選定理由としては、両親の高齢化に伴う介護を想定し、実家に隣接した土地を求めたものです。

申請地は農振農用地区域外農地、休耕田1筆、289㎡で、10haを超える農地に接続する農地であることから第1種農地と判定しました。

従って、第1種農地の許可要件である住宅で集落に接続して設置されるものに関する項目を適用し、土地の代替性検討を行ったうえで許可されるものです。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について報告します。

議案書4ページ1番の案件です。

本件の転用者Aさんの代理人E行政書士から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、娘の通学の都合で実家とは別に生活していたが、娘の卒業を機に実家近くに戻ることにしたとのことでした。

実家はだいぶ新しく、同居は検討しなかったのかと尋ねたところ、「娘が来年の4月から働き始めるが、結婚しても留まれるように2世帯住宅にする必要がある事と、それぞれの生活リズムを考慮し、このような形になった。」とのことでした。

部会としては、許可後には申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に議案書4ページ2番の案件です。

本件の転用者C氏の代理人F氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、息子が敷地近くで家を建てたいとの事で今回の申請に及んだとのことで、2年前から計画されていたとのことでした。

また、駐車スペースなどはどうなるのか尋ねたところ、「2人分の車が置ければよいと考えている。実家の駐車場は別にある。」との説明を受けました。

部会としては許可後には申請どおり転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第15号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、

農地の転用事実に関する照会書について、

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、  
農地法第4条転用届出に関する受理について、  
農地法第5条転用届出に関する受理について、  
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の5ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり1件受理いたしました。

(真柄主査)

6ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり3件回答しました。

7ページをご覧ください。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
です。

記載内容のとおり5件受理しました。

8ページをご覧ください。

報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理についてです。  
記載内容のとおり1件受理しました。

最後に、9ページをご覧ください。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。  
記載内容のとおり5件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いた  
だきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和2年8月の定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 早 川 秀 則

署名委員 窪 田 陽 一